

意見書

平成 24 年 7 月 13 日

総務省情報流通行政局

郵政行政部貯金保険課 御中

郵便番号 101-8509

住 所 東京都千代田区内神田 3 - 1 - 2

提出者名 一般社団法人全国地方銀行協会

連絡先 03-3252-5171

「日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項（銀行窓口業務）及び同条第 3 項（保険窓口業務）関係省令の改正案並びに簡易な貯蓄の役務のうち国民生活に定着しているものに係る告示案」に対する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

< 意見 >

○日本郵便株式会社法施行規則案のうち、銀行窓口業務に係る条文の第 1 項第 1 号および第 2 号中の「簡易な貯蓄の手段」を、それぞれ「簡易で少額の貯蓄の手段」に修正願いたい。

< 理由 >

○郵政民営化以前の旧郵便貯金法では、郵便貯金制度は「簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度」(第 70 条第 2 項)とされていたのに対し、本施行規則案では、ユニバーサルサービスとして提供する銀行窓口業務の範囲について「簡易な貯蓄の手段」としており、郵政民営化以前よりも拡大する内容となっている。少なくとも郵政民営化実施前の範囲（簡易で少額の貯蓄手段）に限定する必要がある。

○改正郵政民営化法の第 1 条（目的）では、「民間に委ねることが可能なも

のはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との考え方が示されている。日本郵政株式会社および日本郵便株式会社が提供する金融のユニバーサルサービスは、本条文に則り、民業の補完として必要最小限の範囲とすることが適切である。

以 上